

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 新居田 弘文

1 日時

平成 21 年 8 月 4 日（火曜日）

午前 10 時 4 分開会、午前 10 時 55 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、佐々木博委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、佐々木大和委員、平沼健委員、田村誠委員、工藤勝博委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

大森担当書記、菅野担当書記、小友併任書記、山本併任書記、伊藤併任書記

6 説明のため出席した者

瀬川農林水産部長、小田島副部長兼農林水産企画室長、佐々木農政担当技監、須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、西村林務担当技監、佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、松岡競馬改革推進室長、宮理事心得、高橋農林水産企画室企画課長、門口団体指導課総括課長、大澤団体指導課指導検査課長、浅沼流通課総括課長、杉原農業振興課総括課長、井上農業振興課担い手対策課長、高橋農業普及技術課総括課長、沼崎農村建設課総括課長、川嶋農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業課長、徳山畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、堀江林業振興課総括課長、竹田森林整備課総括課長、阿部森林整備課整備課長、佐賀森林保全課総括課長、寺島水産振興課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

継続調査

「岩手・宮城内陸地震における復旧・復興状況について」

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 おはようございます。委員の皆様、暑いのであれば上着を脱いで結構

でございます。執行部の皆さんも、どうぞ上着をとってください。

ただいまから、農林水産委員会を開会いたします。

次に、先般の人事異動により新たに就任されました宮一夫理事心得を紹介いたします。

○宮理事心得 よろしく申し上げます。

○新居田弘文委員長 以上で、人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより岩手・宮城内陸地震における復旧、復興状況について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。それでは、当局から説明を求めます。

○高橋企画課長 それでは、お手元に配付しております資料に基づきまして、平成20年岩手・宮城内陸地震による農林水産業関係被害の復旧・復興状況につきまして説明させていただきます。

まず初めに、1にございますが、改めまして被害の状況を説明いたします。平成20年6月14日に発生いたしました本地震の被害は、11市町で総額106億1,800万円余の被害額となったところであります。農林水産関係の地震被害では、これまで最大とされておりました平成10年9月に発生した内陸北部地震の被害額47億2,000万円を大幅に上回り、過去最大の被害額となったところであります。

その被害の主なものを申し上げますと、被害状況の表にございますとおり、最も被害が大きかったものは、左側の林業の欄の一番下にあります林地荒廃でありまして、被害は82億900万円余となったところであります。次に大きな被害となったものは、農業の欄の中ほどにありますが、農地・農業用施設で21億2,600万円の被害となったところであります。

続きまして、2の復旧状況について御説明申し上げます。復旧につきましては、国の災害復旧事業等の導入により、農地・農業用施設や林業施設等の復旧を行うとともに、県単独事業等により、国庫補助事業の対象とならない小規模農地等の復旧などにつきましても必要な経費を予算措置し、早期復旧に努めているところでございます。

続きまして、被害を受けた施設別に復旧状況を説明いたします。なお、表に記載されてございます復旧にかかる事業は、いずれも20年度に予算を措置した事業でございまして、21年度に繰り越しいたしました事業も含んでいることを申し添えます。

まず(1)の農地・農業用施設でございますが、県が実施しております農地等災害復旧事業などによりまして、表の下、中ほどにありますが復旧が必要な箇所579カ所のうち576カ所が復旧を完了したところであります。未完了箇所は3カ所となっておりますが、表の下の米印の記載、次のページにまたがって記載されてございますが、そのとおり、3カ所のうち2カ所は規模の大きな水路等で、暫定通水により耕作に支障がないように対応しているところであります。この暫定通水を実施している最中は、工事を一時中断する必要がございまして、本年秋の収穫後に工事を再開し、年度内の完了を目指しているものでございます。

残りの1カ所につきましては、衣川防災1号ダムでございまして、このような河川工作物の工事につきましては、国土交通省の許可が必要でございまして、河川協議に時間を要したこと、洪水期、いわゆる台風時期等でございますが、この時期は工事を避けなければならないこと等によりまして、未完了となっているものでございます。この衣川防災1号ダムにつきましては、堤体に影響しない範囲で貯水をしまして、営農に支障がないように配慮しているところでございまして、復旧につきましては平成22年6月の堤体復旧、平成22年度内の工事完了を目指しているところでございます。

次に、(2) 林地荒廃についてでございますが、県営の災害関連緊急治山事業や、国営直轄地すべり防止災害関連緊急事業などによりまして、11カ所の復旧を進めておるところでございまして、本年の7月末までに3カ所が完了したところでございます。残りの未完了箇所8カ所につきましても、来年2月までに完了する予定でございます。

なお、表の下の米印の1でございまして、現在実施の災害関連緊急治山事業につきましては、緊急的、応急的な土砂の流出防止、土どめ、排土等を行うものでございまして、本格的な山腹崩壊の復旧等を行うために、平成21年度から、強調文字で記してございますが、新たに治山激甚災害対策特別緊急事業や、地域防災対策総合治山事業、あるいは地すべり防止事業などを導入し、復旧に取り組んでいるところでございます。

また、米印の2でございまして、国の直轄地すべり防止災害関連緊急事業の実施地区の周辺部におきましては、多くの地すべり現象が認められますことから、本年度からは、これらの箇所を隣接します既存の地すべり防止区域に編入して対策を実施する予定としており、復旧にはおおむね10年間を要する見込みとなっております。

なお、米印の3のとおり、避難勧告が出された奥州市の3世帯5人につきましては4月20日に、一関市の14人につきましては6月12日に避難勧告が解除されたところでございます。

次に、(3) の治山施設災害の復旧についてであります。県営治山施設災害復旧事業、国営直轄治山施設災害復旧事業によりまして6カ所の流路、これは水路のことを流路と申しますけれども、流路や治山ダムのクラック等の復旧等を進め、県が事業を実施してございます3カ所につきましては、既に事業が完了したところでございます。国営の残り3カ所につきましても、本年12月までに完成する見込みとなっております。

続きまして、3、地域農業の復興支援について御説明申し上げます。復興に向けましては、地震発生直後から農業改良普及センターや林業技術センターが農家や関係者に対しまして、水稲等の農作物やシイタケなど特産林産物の被害軽減に向けたきめ細やかな技術指導を実施するとともに、奥州市や一関市の被災地域において、集落ごとに農業振興に向けました新たな産地づくりの取り組みを支援しているところでございます。

また、昨年8月から11月末にかけて、東京江東区のジャスコや銀座の商店街等におきまして、県産農畜産物の販売促進活動とあわせ、被災地の復興PRや、グリーンツーリズムの風評被害対策を実施したところでございます。

2 ページ最後の表につきましては、復興に向けた県の主な取り組み、支援内容をまとめたものでございます。表の最初にあります平成 20 年度の取り組みにつきましては、被災した 13 の地区に対しまして、観賞用ホオズキやウド、マコモダケなどの新規作物の種苗費補助や土壌改良資材の導入補助、あるいはピーマン用ビニールハウスの導入費補助等を実施したところでございます。

また、表の下でございませうけれども、平成 21 年度におきましても観賞用ホオズキなど新規作物等の技術指導を徹底いたしますとともに、リンドウや野菜用のビニールハウス、アスパラガス選別機械等の導入補助を引き続き実施したところでございます。

地震被害の復旧、復興の状況の概要は以上でございますが、3 ページ以降は参考資料としまして、具体的にどのように復旧、復興が行われたか、主なものについて写真を交えた資料を添えております。その内容を説明させていただきます。なお、A 3 判縦のカラー印刷の資料がお手元に折り込んで届いているかと思ひます。そちらを御覧になっていただきたいと存じます。

この資料につきましては、被災直後の被害箇所、被害状況を示した写真を載せております地図でございます。赤の丸の数字につきましては、農地・農業用施設の被害箇所、青の丸の数字は山腹崩壊、地すべり被害をあらわしてございます。これは、先ほど説明しました資料本体の 3 ページ以降の地区名の最後に、赤または青で丸数字が記述されてございませうけれども、その場所がこの A 3 判縦資料の数字番号と色とあわせて合致するものでございませう。

例えば、資料の 3 ページ目でございますけれども、もとの資料にお戻りいただきたいと存じます。3 ページ初めにございませう金ヶ崎町女夫坂ため池につきましては、赤の①でございますが、A 3 判のカラーの資料におきましても、資料中央より左上の赤丸の 1 の場所で、その上に被災直後の写真が載っているところでございませう。A 3 判のカラーの資料と資料本体の 3 ページ以降の参考資料と突合して御覧いただきますと、復旧の状況がよくわかるかと存じます。

それでは、もとの資料 A 4 判の資料でございます。3 ページの参考資料、初めの金ヶ崎町女夫坂ため池の復旧状況から説明いたします。3 ページ目の写真左側の被災状況でございますが、ため池の右側が上流部になってございませう。その上流側ののり面のコンクリート板が滑落する被害が発生してございませう。あと、堤の上部、右側の大きな亀裂が発生したところが見られているところでございませう。写真右側、復旧の状況でございますが、堤の崩落部分を一度カットしたうえで、転圧しながら盛り土を行うとともに、あわせて写真右側上流側ののり面をブロックで保護したところでございませう。

次に、同じページの中ほどにございませう、奥州市胆沢区中沢三堤でございます。写真の左側の被災状況でございますが、写真の手前に見えますように、ため池のブロックに亀裂が発生いたしますとともに、写真の奥側でございますが、部分的にへこんだところ、沈下が起きたところがございます。写真右側でございますが、復旧は亀裂部を一度カットしたうえで、転圧しながら盛り土を行いますとともに、沈下の見られたところには盛り土の復旧とあわ

せて、刃金土と申しますけれども、刃金土は水の浸透を防止するための粘土層でございます。これを設けまして、張りブロックで保護を行っております。

次のページ、4ページを御覧ください。一関市巖美町の被災水田の状況でございます。写真の左側のとおり、水田に大きな亀裂が発生したところでございます。この写真の右側でございますが、この被災地につきましては、亀裂部分を幅3メートル、深さ2メートルにわたって掘削いたしまして、土砂を1.6メートル埋め戻すために、さらに漏水しないように心土を20センチ埋め戻しまして、さらに耕作に影響のないような肥えた耕土を20センチ埋め戻して復旧を行ったところでございます。

次に、同じページ中ほどの一関市巖美町下真坂用水路でございます。写真左側のとおり、農業用水路の隧道の3カ所に亀裂や崩落が発生したところでございます。この左側の箇所は、ちょっとアップで写っておりますけれども、右側はそれを引いて撮ったもので、同一の箇所でございます。この被災地につきましては、写真右側のとおり、現況施設が素堀りの区間はコンクリートで覆う工事としまして、またコンクリートの区間につきましてはモルタルの吹きつけ、さらにヒューム管の区間は、ヒューム管の入れかえを行っているところであります。現在は三つの工区のうち、二つの工区の復旧が完了いたしまして、水稻の栽培に影響のないよう暫定的に通水を行っているところでございます。

次のページ、5ページをお開きください。ここからは山腹崩壊地、地すべり地の復旧状況でございます。一関市巖美町市野々原地区の状況でございますが、写真上のように10.5ヘクタールに及ぶ大規模な地すべりが発生いたしまして、下側でございます磐井川の河道閉塞が発生したところであります。下の写真でございますが、復旧整備及び河川の整備につきましては、国の直轄事業で進められているところであります。地すべり防止災害関連緊急事業では、写真下の上部のとおり、頭部斜面の排土工や、仮排水路設置、下のほうでございますが、これは国交省の所管部分でございます。これなどの対策工を施工して概成されたところでございます。

次のページ、6ページ目をお開きください。同じく一関市巖美町の市野々原地区の被害の状況でございますが、前のページの被災箇所の道路を隔てました反対側の斜面の被害でございます。写真上のとおり、人家の背後の斜面に山腹崩壊が発生いたしまして、流動化による土砂被害が懸念され、人家に避難勧告が出されたところでございます。写真下のとおり、復旧につきましては、堆積土の流動化を抑止する治山ダム4基を施工したところであります。これによりまして、本年6月12日に避難勧告が解除されたところでございます。今年度は治山激甚災害対策特別緊急事業で、地すべり対策工を引き続き実施しているところでございます。

次のページ、7ページをお開きください。一関市巖美町山王山地内の状況でございます。写真上のとおり、山頂におきましてやわらかな岩、軟岩部が破砕を受けまして、深層崩落が発生しまして、2列にわたり土砂が流下し堆積したところでございます。これにより溪流出口の人家に避難勧告指示が出されたところでございます。この被災箇所につきましては、下

の写真のとおり、堆積土の流動化を抑止する治山ダムを施工し、本年6月12日に避難勧告が解除されたところでございます。なお、今年度はこの工事に続き、頭部排土工やアンカー工などを施工しているところでございます。

次のページ、8ページをお開きください。奥州市衣川区増沢地内の状況でございます。上の写真のとおり、一級河川の衣川の支流でございます北股川上流の南側斜面が、赤の線のとおり6.4ヘクタールにわたりまして地すべり性崩壊が発生いたしまして、崩壊土砂で土砂ダムが形成されたところであります。復旧につきましては、下の写真のとおり、土砂ダムの決壊、流動化を抑止する治山ダム1基を施工したところであります。本年度は引き続き地すべり防止事業で治山ダム等を施工しているところでございます。

続きまして、9ページをお開きください。ここからは地域農業の復興支援の状況について御説明いたします。まず、最初に奥州市胆沢区の小山にございます丑転集落という場所でございます大畑平営農組合の取り組みでございます。同営農組合は、この地震の被害の復興に話し合いを持ちまして、新たな復興作物として団地転作の枝豆を作付することとしたところでございまして、県はこの作付けに必要な土壌改良資材の購入費の助成を行いまして、栽培指導、技術指導を実施しているところでございます。現在、枝豆は順調に生育してございまして、今月上旬ころから、間もなく出荷を開始することとしてございます。

次に、同じページの中ほどにございます奥州市衣川区の北股集落にございます天田地域営農活性化組合の取り組みでございます。同組合では、新たに観賞用ホオズキ10アールの栽培を開始いたしたところでございます。県は、苗や肥料の購入費助成を行いますとともに、栽培技術指導を実施しているところでございます。前月下旬から名古屋市の花の市場に出荷が始まったところでございまして、切り花とすれば、現在、例えば小菊であれば100円以下というところではございますけれども、1本150円で販売されたと聞いてございまして、10アール当たりの販売見込み、まだ最初で収量は低いようでございますが、10万円ほどを見込んでいると聞いてございます。

次のページ、10ページをお開きください。一関市萩庄地区の外川集落にございます夢農八外郷振興会の取り組みでございます。新たな復興作物として、水田の湛水状態、水を張った状態でも栽培できますマコモダケ、これを30アール導入しまして、県はこの苗の購入費助成、あるいは技術指導等を実施しているところでございます。

左の写真は、非常にすかすかのように見えますが、マコモダケは草丈2メートル以上になります稲科の植物でございまして、横幅およそ1メートルから2メートル、株間も1メートルぐらいとらないと、かなり込むということで、これがだんだん埋まってくる状況になるかと思えます。またタケノコのような食感がありまして、根元、地際部分を抜いて食べますけれども、中華料理の食材などとして利用されているものでございます。移植の時期がおくれましたものの、生育は順調でございまして、9月下旬から11月上旬ころ、写真の右側にございますが、地際部を収穫いたしましてタケノコのように葉をむいて、地元の産直等に出荷する予定でございます。

次に、同じページ中ほどにございますが、一関市巖美町の矢櫃地区の、矢櫃ばあちゃんウドの会の取り組みでございます。ここの地区におきましても、新規作物の導入としてウドを新たに導入したところでございます。県では苗の購入費助成、あるいは栽培技術指導によって復興を図っているところでございます。現在のところ生育は順調でございます、平成22年以降の面積拡大に向けまして、現在の株を増殖しているところでございます。

次のページ、11 ページをお開きください。最後になりますけれども、甚大な被害のありました一関市巖美町市野々原地区の稲作の状況でございます。当地区は、土砂の流入等により土壌がやせ、生育不良等が懸念されましたけれども、土壌改良資材の散布により写真のとおりおおむね平年並みの生育が確保できているところでございます。この土壌改良資材につきましては、県におきまして助成を実施しておるところでございます。

以上、復旧、復興の状況につきまして説明いたしました。引き続き地域住民等と県職員が一体となりまして、さらなる復旧、復興に努力してまいりたいと考えてございます。以上で説明を終わります。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○新居田弘文委員長 なければ、これをもって岩手・宮城内陸地震における復旧・復興状況についての調査を終了いたします。

この際、執行部から主要農作物の生育状況と今後の技術対策について、ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○川嶋農産園芸課総括課長 お手元の資料を御覧いただきたいと思っております。主要農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明をいたします。

これまでの気象経過と今後の予測でございますが、春以降、少雨傾向でございましたが、7月に入りまして、平年を大幅に上回る降雨量となっております。気温はおおむね高目に推移しておりますが、下旬になりまして低目となり、日照時間も下旬に極端に少なくなっております。7月23日気象台発表の東北地方における3カ月予報では、8月は平年より気温が低くなり、9月以降になりまして高くなる見込みとなっております。

2番の生育状況と今後の技術対策でございますが、7月28日に低温と日照不足に関しまして岩手県気象情報が発表されたことなどから、同日、農作物等気象災害防止対策本部におきまして、県内全域に警戒体制を発令するとともに、7月22日、27日、29日に農作物技術情報を発行いたしまして、水稻の不稔防止対策の徹底など指導に万全を期しているところでございます。

水稻の生育状況でございますが、6月下旬までは1日から2日程度の生育おくれでございましたが、その後回復をいたしてございまして、出穂は平年並みの8月上旬が予測されてございます。

今後の技術対策でございますが、こういう気象状況の中で、いもち病及び斑点米、カメムシ類の発生が確認されてございます。7月29日発行の農作物技術情報等によりまして、発

生状況に応じました防除の徹底を指導しております。

次のページを御覧ください。大豆につきましては、おおむね順調な生育をいたしてございます。現在、開花が始まっておるとい状況でございます。(3)の野菜でございますが、生育状況におきましては、トマト、ピーマンなどの果菜類は7月の日照不足によりまして、全般に果実の肥大がおくれぎみでございます。ホウレンソウにつきましては、6月上中旬の低温により生育がおくれてございましたが、現在はほぼ回復しております。キャベツ、高冷地のレタスにつきましては、これも6月上中旬の低温、日照不足によりまして、あるいは7月の日照不足により生育がおくれております。特にもキャベツは、7月の降雨によりまして収穫作業もおくれてございます。7月10日、13日に県内に強風が吹きましたが、露地キュウリ等で茎葉、あるいは果実に障害が発生し、生育、出荷とも一時停滞したというような状況でございます。

今後の技術対策としましては、病害虫が多発する時期となっておりますので、防除の徹底を指導しております。

果樹につきましては、リンゴ、ブドウとも果実肥大はおおむね順調な生育状況となっております。

花きでございますが、生育では主要なリンドウ、小菊ともに、ほぼ平年並みの生育となっております。8月盆の最需要期に、計画どおり出荷できる見込みでございます。

ホップでございますが、7月上旬まで順調に生育してございましたが、先ほども申し上げました7月10日、13日の強風によりまして、遠野地方を中心にして二戸、北上地方で枝折れ等の被害が発生してございます。現在、被害を最小限に抑えるためのべと病等の緊急防除及び生育回復のための追肥の実施について、遠野のホップ農協さん等を通じて指導いたしているところでございます。

次に、主要野菜、花きの販売状況、7月末現在の情報でございますが、野菜類につきましては、全般に出荷量が昨年と比べ減少してございます。7月下旬の単価は、全国的な長雨等によりまして、市場出荷量が前年を下回っておりますことから、値上がり傾向にございますが、残念ながらそういう状況の中で、本県の野菜では出荷量が前年を下回り、出荷金額では前年の水準まで達していない状況となっております。花きにつきましては、現在順調に出荷してございまして、前年を上回る出荷量となっております。単価は、ほぼ前年並みというようなことで、出荷金額については前年を上回る状況でございます。

今後とも大雨あるいは低温、日照不足により被害発生が心配されますので、情報収集あるいは指導を徹底してまいるということを認識してございます。以上で説明を終わります。

○新居田弘文委員長 次に、岩手県競馬組合の発売状況等について。

○浅沼競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況等について御説明申し上げます。最初に計画達成状況でございますけれども、岩手競馬通算第9回まで、4月4日から8月3日までの54日間の状況でございますけれども、達成率が100.2%となっております。広域受

託発売につきましては 95.5%の状況でございます。広域委託とインターネットが順調という状況になってございます。

二つ目の岩手競馬の発売額と、それから入場者数の前年度比較でございますけれども、発売額が 91 億 5,500 万円、前年度比が 98.8%となっております。入場者数につきましては、競馬開催場では 15 万 6,048 人、前年度比 94.5%、総入場者数では 66 万 305 人、前年度比が 94.6%といった状況になってございます。詳しい内訳については、下の表のとおりとなっております。以上でございます。

○新居田弘文委員長 この際、何かありませんか。

○熊谷泉委員 それでは、一つ目の採種圃場についてですが、よろしいですか。実は、うちのほうでは種場と言っているのですが、採種圃場の近辺で、私らは、ばか苗、ばか苗と言っているのですが、ここ近年、特別栽培の関係か、薬剤が多分弱くなっていると思うのですが、そのばか苗が圃場で発生しているのです。採種の圃場では組合の皆さんが入って、抜き穂というのをやるのですが、近辺の一般の水稲からも孢子が来るということで、周りの田んぼにも入って取らざるを得ないような状況になっているということです。農家にとってみれば、いきなりよその人が自分の田んぼに入って抜き穂をするということで、抜き穂自体は悪いことではないのですが、そういうことで苦情が出ているということです。

いもちの場合はいもちの薬剤がいいのですが、特に県南の採種場では大変困っているということなのです。いろいろ聞いてみたら、薬剤の使用に関しては平成 23 年度から薬剤の種類を変えるということですが、農家としては、できれば平成 22 年度から対応してほしいというような意見がありまして、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○工藤水田農業課長 お話の稲ばか苗病につきましては、採種圃周辺で発生が多いというふうなこともございまして、先ほど委員御指摘のとおり、抜き穂、特に採種圃周辺から 100 メートルぐらいの範囲で、生産者の御理解をいただきながら、ばか苗病に罹病している株を抜くという作業を進めておるところでございます。

その作業に当たりましては、採種圃の部分については採種圃の生産者がみずからやるわけですが、その周辺の方々にも御協力を得ながら、農協さんを先頭にしまして周辺の方々の御協力を得ながら、そこの圃場を見させていただいて、病害株があるときは抜くというふうなことでの協力をしていただいております。この取り組みにつきましては、昨年からのような取り組みをしまして、種として健全な種を確保するということでの取り組みとして御理解をいただきながら進めておるところでございます。

お話の薬剤の変更につきましては、統一的な種場がある地域が、本県でいう米の主産地の地域でございまして、盛岡より南、奥州市まで米の主産地のところをございまして、この地域につきましては、お話のように特別栽培米がかなり多くつくられているということで、これまで特別栽培米の基準に合わせるということで、生物農薬の薬剤を使って消毒しておったところをございまして、これにつきましては、販売対策上も来年の販売卸との約束もある程度しておりますので、来年の販売につきましては、今の種子消毒剤でやっていくということ

で、卸との約束が主にされてございまして、ですから急激に薬剤を変えるということが、今現在できない状況でございます。

そういうこともございまして、過般そういう関係者と相談しまして、平成 23 年産から薬剤を変えまして種子消毒を徹底していこうと、県下全体でそういう体制を組んで、ばか苗を撲滅していこうというふうな取り組みをしようということで先般打ち合わせをしているところでございます。

具体的に、平成 22 年をどうするかについては、再度技術的な詰めをしまして、できるだけ被害が出ないように、そしてその抜き穂の作業が軽減できるような対策をとるということこれから詰めてまいって、平成 22 年に向けての取り組みをしていく。平成 23 年には薬剤を変えながら、そういう技術対策を講じていこうというふうなことで、今、打ち合わせをしているところでございます。

○熊谷泉委員 今、工藤課長がおっしゃられたような中身に尽きるような話でございしますが、周りの農家の周知というか、それも得られるようなことで県の指導もしていただければと思いますし、実際は抜き穂について、かなりの人件費もかかるということでございますので、もしどうしても平成 23 年度までそういう措置でいくことであれば、平成 22 年に対して何らかの措置をしていただきたいということでもあります。ただ、これはさっき言った生物製剤のいわゆるケミカルなもので、実際それだけの差があるものでしょうか。薬を変えただけで治りますか。

○工藤水田農業課長 まず一つは、薬を変えて回復というか程度を抑えるかということなのですが、今現在、生物農薬ということで、化学成分の入っていない、そういう生物農薬でやって、言うなれば発生するのを抑えている状況でございます。これを平成 23 年からの化学合成農薬で、これは菌を殺すというふうな、殺菌ということになると思うのですが、そういう薬剤に変えるということで、効能効果は今以上の効果が期待できる。ゼロとなるかどうかはあれですけれども、それぐらいの効果は期待できるものであろうというふうに思っております。

それから、能力的な部分で、種場生産者の方々が、かなり出役してやられておるという実情でございまして、これは昨年度からそういう取り組みを一斉にやっておりますので、かなり種場農家の方々、あるいは周辺の方々にもそういう心労的な部分もあろうかということでございますが、それに対しましては、できるだけ種の株に転化しないように、言うなれば種の生産者の集まりでもって、種苗センターという組織をつくっておるわけですけれども、そのところに一定の額を積み立てているものがございまして、この額で出役に対して出役労賃を支給するというので、対応させていただいておるところでございます。

○熊谷泉委員 平成 23 年度はいわゆる化学製剤ということですが、その後はどういう計画でやられる予定なのか、ちょっとお伺いします。

○工藤水田農業課長 県内の今の米どころの地域と種場の維持をしていくということで考えますと、完全に種子消毒だけでばか苗を撲滅していくというやり方では、なかなかできな

いだろうと。特別栽培米は農薬の成分数が8成分以内ということになっていますので、化学合成農薬を入れますと1成分多くなりまして今のまま入れますと9になると。そうすると、特別栽培米という範疇では米の生産出荷ができないこととなります。ですから、別な部分で化学成分を1剤落とす取り組み、例えば初期害虫防除をやめるとか、あるいは除草剤の成分を今より減らすとか、そういうふうな総合的なトータルの体系をつくっていきまして、それで特別栽培の基準を満たしていこうというふうなことを今考えているところでございます。

それにしましても、県内ある意味、同じような体系になって、耐性菌とか、そういうのが出るとまずいというふうなことも想定しておりまして、トータルとして総合対策を考えていかなければならないということで、平成23年までにその辺を詰めてまいりたいというふう考えているところでございます。

○喜多正敏委員 前回の委員会でもお伺いしたのでありますけれども、大変厳しい乳牛生産農家があるわけでありまして、この3月、4月に価格を上げた。しかしながら、こういう不況の中で価格形成力が思うに任せず、実際には県の目的ほど上がっていなかった。加えて需要が減少して、結果的にはそのことについて、その後どういうふうな状況になっているか。需要量の減少は前年同月に比べてどのくらいの水準であるか、お伺いしたいと思います。

○浅沼流通課総括課長 乳価の状況でございますけれども、前回の委員会で御報告した段階から、小売価格でまいりますと、前年同期ということでは平均5ないし6%小売価格は上昇してございます。ただ、購買本数のほうが20%ほど落ちているという状況になってございます。大きな特徴でございますが、生乳に対しまして成分調整の牛乳、これの出荷が非常に上昇しているというような状況になってございます。

○喜多正敏委員 具体的に言いますと、酪農家に対して、平常どのような影響が金額的に出ているのか、お伺いします。

○浅沼流通課総括課長 申しわけございません。そういった直接の生産農家に対する影響という試算、今数字として持ち合わせがございません。

○喜多正敏委員 価格が5%を割って需要が20%減ったということは、差し引き十四、五%減ったと。非常に酪農家が疲弊をして、毎年減少しているわけですね。岩手県においても乳牛生産、牛乳生産は極めて重要な産業であると。したがって、マクロの数字だけを押しさえるのではなくて、統計的に上がってくる数字で、問題は酪農家の経営をどうするかということであるのでありまして、そのデータ、あるいは酪農家に出向いて行って話を聞くとか、そうしたことがなければ、単に数字がまとまったというだけでは、施策として手が届かないのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○徳山畜産課総括課長 具体的な乳価の状況でございますけれども、約7円ほど昨年度と比べて落ちております。一方で、乳量についてもなかなか伸びないという状況がありまして、経営対策としては、今、全農県本部と経営対策委員会を設けておりまして、その中で定期的に、その時々酪農情勢と今後の対策に向けてそういうふうな意見交換と、あと具体的な対

策について検討する場を設けて、その場を通じていろんな指導をしているところでございます。

○喜多正敏委員 生産原価に対して現在の経営の切り上げがどういうふうになっているのかとか、そういう個別の実態をつかまないと、声が行き届いた話にならないのではないかと。やっぱりその農家の維持存続が問題なのであって、そうしたことで具体的にどういうふうな状況かと質問されたときに、米であれば赤字になっているとかとわかるわけでありまして、そうしたことをつかまないと、酪農家の収支がどうなっているのかとか、その辺についての見えるような議論にならないのではないかと。したがって、後でも結構ですけれども、今現実、大変なことだと思うのです。5%上がったけれども10%減ったと。例えば我々中小企業の場合でも、損益分岐点を上回った経営しているなどというのは、5%も上がって損益分岐点を上回っている経営などというのは本当に厳しい話で、ないわけです。そうしたときに十四、五%下がったら、完全に損益分岐点を下回って、回らないという話になってくるのです。倒産必至の状況にあるのです。そういうときに酪農家の実態がわかっていないとだめだと思うので、後からその資料をいただきたいと思っております。

次に、集落営農等で施策を集中していく、やっていくということもあるわけでありましてけれども、非常に高齢化が進んでいって、なかなか自分では田んぼや畑を耕作できないということで何とかしなければならない。そういうことで集落営農というふうなことも実際あるわけでありましてけれども、我が滝沢村においては集落営農組織が一つもないというようなことで、地域によって随分進んでいるところと進まないところ、地形や農業状況にもよるのでありますけれども、そうしたことについて県のほうでは、これは市町村や農協が中心となってやることにはなっているものではありますけれども、農協は非常に広域化して、なかなか目が行き届かない。営農指導もそのとおりだというふうなことが言われて、不満も持たれているわけでありましてけれども、そういうような全県的な視野から見たときに、そうした面についての指導体制はどういうふうになっているのか伺いたいと思っております。

○佐々木農政担当技監 まず、酪農の関係でございますが、委員御指摘のとおり、現地に直接入って現場の意見を聞き、対策を講じること、極めて大切なことでございます。現在地方振興局の畜産担当なり普及の者がチームを編成いたしまして、幹部も入ってございますけれども、きめ細かな対策をとということで、現地に入っている段階でございます。一生懸命、その部分は心してかからなければならない厳しい状況というふう認識してございます。

次に、集落営農でございます。確かに地域によって非常に先進的な取り組みになっているところ、それから集落営農というよりもむしろ大規模経営体というか、認定農業者を中心に寄せていくというふうな地域とあるわけでございます。

私どもとしては、集落営農でいくか、あるいはその地域の専門的な認定農業者の方々を中心にしていくかにつきましては、これは画一的にということも、基本的には地域でお話し合いのもとで、どちらの方向でいくか方向づけしていただきたいというのが基本的な考え方でございます。ですけれども、現実的に担い手が減少し、あるいは高齢化なり、さらにはその

地域には頼りにしたい認定農業者も少ないということになりますと、方法としてはやっぱり集落営農が一番だろうと。これは私ども岩手型集落営農と呼んでございますけれども、そちらのほうに誘導しているところでございます。これは市町村が、JAが、県がということよりも、それぞれ持ち分の中で、これもチームを編成していろいろ御相談にあずかっているところでございます。

JAの合併による大型化についてでございますけれども、この関係につきましては、JAが大型化しても、経営的には大型化しているわけでございますけれども、地域への営農ということにつきましては、営農経済センターなり、そういう地域の営農類型が似通ったところで方向づけをしていくというふうなことで対応してございます。

私どもが農業改良普及センターの所在を、地域の営農類型なり、そういう方向でくくってございますので、画一的な指導にならないように、そういうことについては努めて地域の実態に応じたきめ細やかな担い手対策なり集落営農対策ができるように配慮しているつもりでございます。以上でございます。

○喜多正敏委員 精神的なところは、それはそれで大変結構なので、何も認定農業者とか集落営農のどちらかでやるべきだということは申し上げてはおらないわけで、記帳をしなければならないとか、なかなか組織化も難しいと。例えばライスセンターでやるかとか、機械化銀行でやるかとか、そのやり方は工夫されると思うのですけれども、実際問題として農家を歩いてみると、具体的に、もう年にとって頼みたいけれども頼む先がなかなか見つからないとか、そういう声がほうはいとして起きていて、まだら模様になっているのではないかと。おっしゃるとおりの指導体制は、一応は形としてはあるけれども、具体の話になれば全く意味をなさない。本当に困っているということでもあります。

全県下が同じようにはもちろんならないわけでありまして、やはり地域によって手薄になっているのではないかと、これはかなり熱心に、その集落営農なり、あるいはそういうことについて、媒介をしたり、お話をして、その組織化をするということをしていないと、何ぼ紙っこまいて、資料まいてもよくわからぬとか、難しいという話が実際の話でありまして、もう少し地域的にまだら模様にならないように、県としてもぜひ市町村を教育して、こういうのはできるだけ集約をするような形でやっていっていただきたいなというふうに思うわけでありまして、ぜひそうしたことについて、現実問題として出てきているわけでありまして、指導の徹底をお願いしたいと思います。以上であります。

○佐々木農政担当技監 集落営農組織に組織化されたところでも、その発展段階が千差万別でございまして、法人化されたものとか、あるいはいわゆる受委託を中心にやっているところ、それから経営安定対策上の経理の一元化はなっているのだけれども、実は農作業がまだ個別の段階で、高齢化した農家さんが大変御苦労なさっている地域とかございまして、実は全県的にアンケート調査をいたしまして、その発展段階に応じた指導をしていかなければならないだろうというふうに考えてございます。ですから、組織化はしたが形だけということも現実的でないわけではないので、そこをどうやって本当の意味の組織化のメリット

が享受できるようなところに持っていくのかというのが大きな課題だろうと思ってございます。

ですから、各集落では平成15年に集落ビジョンということで、大きなビジョンというのがあるのですけれども、実はそのビジョン達成のためのアクションプログラムというか、私らがよく言うところの工程表みたいなところまでの議論になかなかいっていないということがございまして、今後はそのアンケート調査をもとに、どこが足りないのかということをおももろしっかりと把握した上で、どうやってビジョンを達成していくかのアクションプログラムというか、そういう工程表、いつまでに、だれが、何をやりましょうという個別具体のところの普及センター、振興局、現地機関を中心に、そういう対策に移っていかねばならない時期というふうに認識してございます。一生懸命やらねばならないというふうに思っております。以上です。

○喜多正敏委員 いずれ個別の困ったじいちゃん、ばあちゃんの農家が、アンケートとか、いろんな書類が来るわけだけれども、まずひざを接して、いや、困ったと、アンケートをとってからも間がたっていて、刻々と体力は落ちていって事態は深刻化しているという状況なものですから、ぜひ足を運んで、それでそういうような中で、市町村の職員の方が積み上げるようにやっていくような指導体制を徹底してほしいと要望して終わります。

○新居田弘文委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 なければ、これをもって本日の調査は終了いたします。農林水産部の皆様は退席されて結構です。御苦労様でした。

次に、9月に予定されております閉会中の委員会についてであります。岩手県農業研究センターにおける試験研究成果について調査することといたしておりますが、お手元に配付の日程により現地調査を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。